鉄道事業法施行規則

１．案内情報

①　手続名　　：　鉄道主任技術者の選任又は解任の届出

②　手続根拠　　：　鉄道事業法施行規則第７６条
鉄道事業法施行規則第７８条第１項
鉄道事業法施行規則第７９条

③　手続対象者　　：　鉄道事業者

④　提出時期　　：　鉄道主任技術者を選任し、又は解任した場合に遅滞なく届出

⑤　提出方法　　：　管轄する地方運輸局鉄道部技術課（又は技術第一課）へ届出書を提出して下さい。

⑥　手数料　　：　なし

⑦　添付書類・部数　　：　１部

⑧　申請書様式　　：　鉄道主任技術者選任又は解任届出書

⑨　記載要領・記載例　：　提出先となる地方運輸局鉄道部技術課（又は技術第一課）にお問い合わせ下さい。

２．窓口情報

①　提出先：

北海道運輸局鉄道部技術課	０１１－２９０－２７３３
東北運輸局鉄道部技術課	０２２－７９１－７５２８
新潟運輸局鉄道部技術第一課	０２５－２４４－６１１７
関東運輸局鉄道部技術第一課	０４５－２１１－７２４１
中部運輸局鉄道部技術第一課	０５２－９５２－８０３２
近畿運輸局鉄道部技術第一課	０６－６９４９－６４４１
中国運輸局鉄道部技術課	０８２－２２８－８７９７
四国運輸局鉄道部技術課	０８７－８３５－６３６１
九州運輸局鉄道部技術課	０９２－４７２－２５２０

②　受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

③　相談窓口：管轄する地方運輸局鉄道部技術課（又は技術第一課）

３．手続情報

①審査基準　　：なし

②標準処理期間：なし

③不服申立方法：なし